

## 短期集中リハビリテーション実施加算 Q&A

Q1 短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、退院（所）日又は認定日から起算することとなっているが、「認定日」とは市町村の認定年月日のことなのか、それとも認定有効期間初日のことなのか。

A1 「認定日」とは、法第27条第1項に規定する要介護認定を受けた日であるが、同条第8項により、要介護認定はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずるとされていることから、認定有効期間初日が認定日である。（厚生労働省確認済み）

Q2 既に認定年月日を起算日として算定している場合は、どのように取扱えばよいのか。

A2 既に認定年月日を起算日として算定している場合には、起算日を変更する必要はないが、平成21年1月1日以降に新規に算定する場合は、Q1のとおり取扱うものとする。

Q3 「認定日」には、更新・変更認定は含まれないのか。また、要支援から要介護となった場合はどうか。

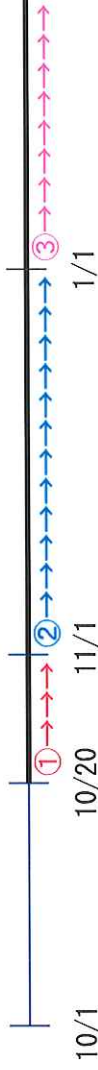
A3 法第28条、法第29条に規定する更新・変更認定は含まれないが、要支援から要介護となった場合は含まれる。

Q4 「認定日」が認定有効期間初日とすると、市町村の認定年月日以降に短期集中リハビリテーションを開始した場合、1月以内の期間に行われた場合の単位（180単位・通所リハ）を算定できる期間が、非常に短くなるのではないか。

A4 暫定ケアプランを作成することにより、算定期間は確保される。（参考例を参照のこと）

(参考例) 認定有効期間初日・・・10/1 認定年月日・・・10/20  
①・・・加算1 (180単位) ②・・・加算2 (130単位) ③・・・加算3 (80単位)  
(太線が短期集中リハ実施期間で、矢印が加算の算定期間となる。)

○ 認定年月日以後に短期集中リハを開始した場合



○ 暫定ケアプランを作成し、認定年月日以前から短期集中リハを開始した場合

